

## BODY SPECIAL 2020 サービス契約約款

### 第1条（契約の成立）

- 1 お客様（以下、「甲」といいます。）は、本契約書の記載内容、約款及び会則の各条項を承認のうえ、株式会社ディアン（以下、「乙」といいます。）に対し、本日、BODY SPECIAL2020 サービス契約の申し込みを行い、乙はこれを 承諾しました。
- 2 甲が未成年者の場合は、親権者の同意を必要としますので、「親権者同意書」等の書面により親権者の同意を乙が確認をした上で、本契約の成立となります。
- 3 甲がクレジット会社を利用する場合は、甲及びクレジット会社間の立替払契約が成立しないときは、本契約も成立しなかったものとします。

### 第2条（役務の内容）

乙は、甲に対し、本契約書に記載する内容の役務を提供するものとし、役務の提供に際し甲が購入する必要がある商品（以下「関連商品」といいます。）がある場合は、その商品名、種類、数量を明記するものとします。

### 第3条（役務等の金額）

乙は、甲に提供する役務の対価、関連商品がある場合その代金、その他甲が支払わなければならない金額を本契約書に明記するものとします。

### 第4条（支払方法及び支払時期）

甲は、乙に対し、役務提供の対価となる金額を本契約書に記載された支払方法に従い、支払時期までに支払うものとします。

### 第5条（役務の提供開始）

役務の提供開始日は、本契約書に記載された入会日又は契約日とします。

### 第6条（クーリング・オフ）

- 1 甲は、契約書面を受領した日から起算して8日間以内であれば、関連商品を含め、書面により契約書を解除（クーリング・オフ）することができます。なお、関連商品のみのクーリング・オフは認められません。クーリング・オフをした際は、違約金及び未利用の役務の対価の支払は不要です。また、乙が、契約に関して甲から金銭を受領している時は、速やかに金額を返金いたします。ただし、関連商品については、すでに開封、使用、消費した場合には、当該商品については、クーリング・オフは認められません。
- 2 乙が、甲に不実のことを告げ、または威迫したことによりクーリング・オフが妨害された場合、甲は、改めて乙からクーリング・オフができる旨を記載した所目を受領し、乙より説明を受けた日から起算して8日以内であれば、書面によりクーリング・オフをすることができます。
- 3 関連商品の引渡しが行われている場合には、当該関連商品の引取りに要する費用は乙の負担とします。
- 4 クーリング・オフは、甲が、クーリング・オフを行う旨を記載した書面を乙宛に発信した時点でその効力が生じます。
- 5 関連商品の販売者が乙と異なる場合には、甲は、当該販売者宛にもクーリング・オフ書面の書類が必要です。
- 6 クレジット等をご利用の場合の精算は、各クレジット会社所定の方法によりますので、各クレジット会社の規約等をご確認下さい。

### 第7条（中途解約）

クーリング・オフ期間が過ぎても、甲は、送付の会則に規定された場合に限り、中途解約ができます。

### 第8条（会則）

乙は、本契約書のほか、送付の会則に従います。

### 第9条（社会情勢の変動）

法令の改正による消費税率の変動等に起因して本契約におけるお支払総額が変動した場合は、変動した差額をお支払い頂く場合がございます。

### 第10条

本契約書及び会則に定めのない事項または本契約書に疑義が生じた場合は、甲乙の協議により解決するものとします。